

個別分野の規制改革の進展について

令和 4 年 3 月 31 日

事務局

これまでに進捗があった主な個別分野の規制改革等は以下の通り。

1. 木質バイオマス温水ボイラーの規制区分の見直し（労働安全衛生法）

要望：労働安全衛生法においては、ボイラーは、その危険性の程度に応じて、危険性の高い方から、「特定機械等」「小型ボイラー」「簡易ボイラー」と、3つの規制区分を設け、規制の程度に差を設けている。

木質バイオマスボイラーについては、当該規制区分が欧州の流通段階における規制区分と異なっており、普及の障害の一つとなっているため、使用段階を含む海外規制（欧州や米国等）及びバイオマス温水ボイラーの特性について詳細調査、専門家による技術検討等を実施し、規制区分を見直すべき。

<対応の内容：厚生労働省>

専門家による検討結果に基づき、「特定機械等」又は「小型ボイラー」に該当する木質バイオマス温水ボイラーのうち、一定の規模以下のものを、「簡易ボイラー」へと規制区分を変更（規制緩和）することとし、政令改正等を実施済み（令和 4 年 3 月 1 日施行）。改正概要は以下の通り。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_23370.html

1. 政令改正

【1】以下の木質バイオマス温水ボイラー*を「簡易ボイラー」に追加（より規制の厳しい「特定機械等」又は「小型ボイラー」から「簡易ボイラー」に規制区分を変更） ※既存の「簡易ボイラー」と安全性が同等と評価

- ① ゲージ圧力 0.1MPa 以下で、伝熱面積 16 m²以下のもの
- ② ゲージ圧力 0.6MPa 以下かつ 100℃以下で使用するもので、伝熱面積 32 m²以下のもの

【2】①②を、譲渡等の制限（構造規格を具備しない場合の譲渡等の禁止）を受ける「簡易ボイラー」に追加

【3】施行日（3月1日）前に製造され又は製造に着手された①②のうち、改正前に「特定機械等」又は「小型ボイラー」に区分され、改正後の「簡易ボイラー等構造規格」を具備していないものは、施行後1年間、引き続き「特定機械等」又は「小型ボイラー」として取り扱う【経過措置】

2. 告示「簡易ボイラー等構造規格」改正

上記政令改正にともない、「簡易ボイラー等構造規格」を改正（主な改正点・・・②

(使用温度 100°C以下の条件あり)を「簡易ボイラー」に追加することを踏まえ、当該条件を担保する以下の規定を追加する 等)

- ・ 水温を 100 度以下とする自動温度制御装置及び 100 度を超えた場合の冷却装置の設置
- ・ 異常時に燃料供給を遮断し、逆火を防止する燃焼安全装置の設置 等

2. 水力発電用の水管の道路占用の取扱いの明確化（道路法）

要望：道路法においては、水道法に基づく水管や電気事業法に基づく電線等であって、政令で定める基準に適合するものは、道路占用の許可を与えなければならないとされている。

一方、水力発電用の水管については、取扱いが明確になっていないため、同様の取扱いにするとともに、その取扱いを明確化するべき。

<対応の内容：国土交通省>

水力発電用の水管については、従前よりその道路占用を認めてきたものであるが、取扱いが明確でなかったため、今般、政令で定める基準に適合するときは、原則として占有許可を与えることとし、取扱いを明確化した通知を各地方整備局等へ発出済み（令和 4 年 3 月 25 日）。通知の内容は以下の通り。

<https://www.mlit.go.jp/notice/noticedata/pdf/20220330/douro.pdf>

1 水力発電用の水管の占有の基本方針

水力発電用の水管は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 32 条第 1 項第 2 号中「水管」に該当するものであるが、同法第 36 条第 1 項に規定する「水管（水道事業、水道用水供給事業又は工業用水道事業の用に供するものに限る。）」には該当せず、いわゆる義務占有物件には当たらない。

しかし、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 15 号に規定する発電事業者がその事業の用に供する施設として設置する水力発電用の水管については、同項第 17 号に規定する電気事業者がその事業の用に供する電柱又は電線と同様、その公益性が高く、また、再生可能エネルギーの導入及び主力電源化に資するものであることから、道路法第 33 条第 1 項の規定に基づく政令で定める基準に適合するときは、原則として占有許可を与えるものとする（発電事業者以外の者がその事業の用に供する施設として設置する水力発電用の水管は、一般的な占有許可の対象として取り扱うこと。）。

2 水力発電用の水管の占有許可基準

水力発電用の水管の占有を許可するに当たっては、他の用途の水管と同様、道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）第 11 条の 3 に規定する水管の占有の場所に関する基準等を適用することに留意すること。

なお、「電線、水管、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について」（平成 11 年 3 月 31 日付け建設省政発第 32 号・道国発第 5 号）をはじめとする水管の占用の取扱いに関する通達等の適用については、従前どおり、水道事業をその用途とする水管と同様に取り扱って差し支えない。

3 その他

本通知は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

3. 洋上風力発電設備のウィンドファーム認証の審査体制強化（電気事業法）

要望：洋上風力発電設備については、電気事業法：経産省（第三者認証機関によるウィンドファーム認証、専門家会議、工事計画届出）、港湾法：国交省（公募占用計画）、船舶安全法：国交省（浮体式の場合のみ）に基づく審査が必要とされる。2021 年 4 月以降、第三者認証機関によるウィンドファーム認証及び沿岸技術研究センターによる港湾法に基づく審査は、審査書類が共通化され、審査も合同で実施されている。

審査の一本化によって煩雑さが低減する一方で、ウィンドファーム認証の審査を担う第三者認証機関のマンパワー不足等がボトルネックになる可能性がある。実際に、審査可能な件数には限界があるため、1 件当たり 2～3 年を要するとの懸念がある。特に規模の大きい洋上風力プロジェクトでは、認証手続きに伴う工程遅延リスクは事業者にとって大きな負担となり発電原価を押し上げる一因となることから、例えば、国内外の新たな認証機関の参入を促すなど、ウィンドファーム認証の審査体制の強化を行うべき。

<対応の内容：経済産業省>

令和 3 年 11 月、新たにビューローベリタスジャパンがウィンドファーム認証を実施する第三者認証機関として日本適合性認定協会から認定された。

[\(https://www.jab.or.jp/system/service/product/accreditation/detail/826/\)](https://www.jab.or.jp/system/service/product/accreditation/detail/826/)